

一般廃棄物処理手数料の改定について  
～ 一時的多量廃棄物に係る分～

平成25年8月

大分市環境部清掃業務課

## 1 一般廃棄物処理手数料(一時的多量廃棄物に係る分)の改定について

本市が、一般家庭から生じた廃棄物のうち、一時的多量の廃棄物を収集、処分する際は、大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第 25 条の規定により、排出者から一般廃棄物処理手数料を(以下「手数料」という。)を徴収しています。

今回、家庭ごみ有料化の手数料の額を反映した、処分経費の算出基礎となる「廃棄物処理施設使用料」の改定が検討されています。

これらのことから、

- 1) 廃棄物処理施設使用料の改定に伴う手数料の調整
- 2) 更なるごみ減量・リサイクルを図る

という理由で、手数料の改定が必要であると考えます。

実施時期については、家庭ごみ有料化と同時実施が適当であると考えます。

区分		現行	改定後
一般廃棄物	ごみ	軽貨物自動車(0.35ト積) 相当量以下 1回につき 1,950円	軽貨物自動車(0.35ト積) 相当量以下 1回につき 2,300円

## 2 手数料改定の考え方

### (1) 現行手数料について

本市が、通常のステーション収集では対応できない一時的多量ごみや家具等の粗大ごみを戸別収集する場合は、通常の収集より経費がかさむため、費用負担の公平性を確保し、排出者に相応の負担を求める趣旨から、手数料を徴収しています。

現行の手数料は、「収集・運搬経費」と「処分経費(廃棄物処理施設使用料)」から構成されています。

軽貨物自動車(0.35ト積)相当量以下 1回につき

**収集・運搬経費 900円 + 処分経費 1,050円 = 1,950円(手数料)**

軽貨物自動車(0.35ト積)相当量 300kg(注)の処分経費  
(廃棄物処理施設使用料 350円/100kg × 300kg)  
(注)50kg未満無料のため300kgで算定

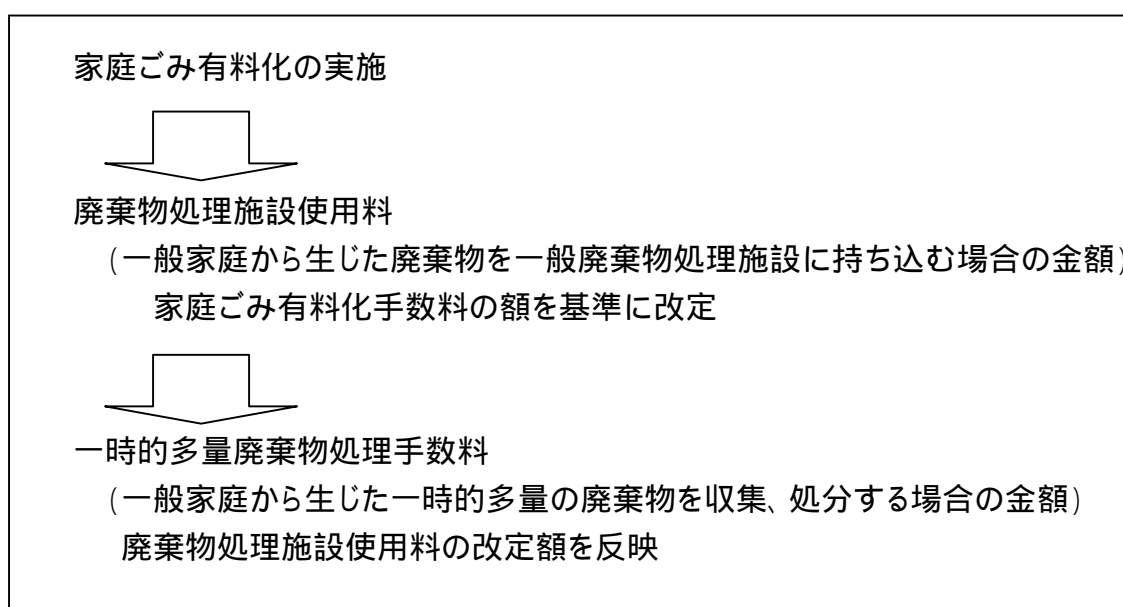
## (2) 前回の手数料の改定について

平成16年度の改定では、廃棄物処理施設使用料の改定に伴い、手数料の処分経費部分を改定しました。

具体的には、収集・運搬経費 900 円は据え置く中で、廃棄物処理施設使用料を 100kg 当たり 200 円から 350 円に改定することに伴い、処分経費 600 円を 1,050 円に改定し、合わせて 1,950 円としました。

## (3) 今回の手数料の改定の考え方について

今回の改定では、廃棄物処理施設使用料の改定の動向を踏まえ、処分経費について所要の改定を行いたいと考えます。



### 1) 収集・運搬経費について

今回は、処分経費(廃棄物処理施設使用料部分)の改定のため、収集・運搬経費 900 円は据え置きたいと考えています。

### 2) 処分経費(廃棄物処理施設使用料部分)について

処分経費の廃棄物処理施設使用料を、80円/20kgと仮定して、家庭ごみ 350 kg (軽貨物自動車1台積載相当量)の料金を算出します。

$$80 \text{円} \div 20 \text{kg} \times 350 \text{kg} = 1,400 \text{円}$$

### 3) 改定後の手数料について

$$\text{収集運搬経費 } 900 \text{ 円} + \text{処分経費 } 1,400 \text{ 円} = 2,300 \text{ 円(手数料)}$$

#### (4) 改定後の手数料の他都市との比較

大分市一般廃棄物処理手数料(一時的多量廃棄物)を2,300円に改定したとき、同じ料金体系の九州県庁所在市、県内市と比較すると下記のとおりとなります。

7 市のうち高い方から 6 番目

#### 大分市一般廃棄物処理手数料と廃棄物処理施設使用料の推移

施行年月日		S47.4.1	S51.4.1	S55.4.1	S61.9.1	H4.4.1	H6.4.1	H16.4.1
一般廃棄物 処理手数料	一時的多量 ごみ	300 円	600 円	1,000 円		1,030 円	1,500 円	1,950 円
(参考) 廃棄物処理 施設使用料	使用料 (不燃)/t	200 円	400 円	1,000 円	750 円	790 円	2,000 円	3,500 円

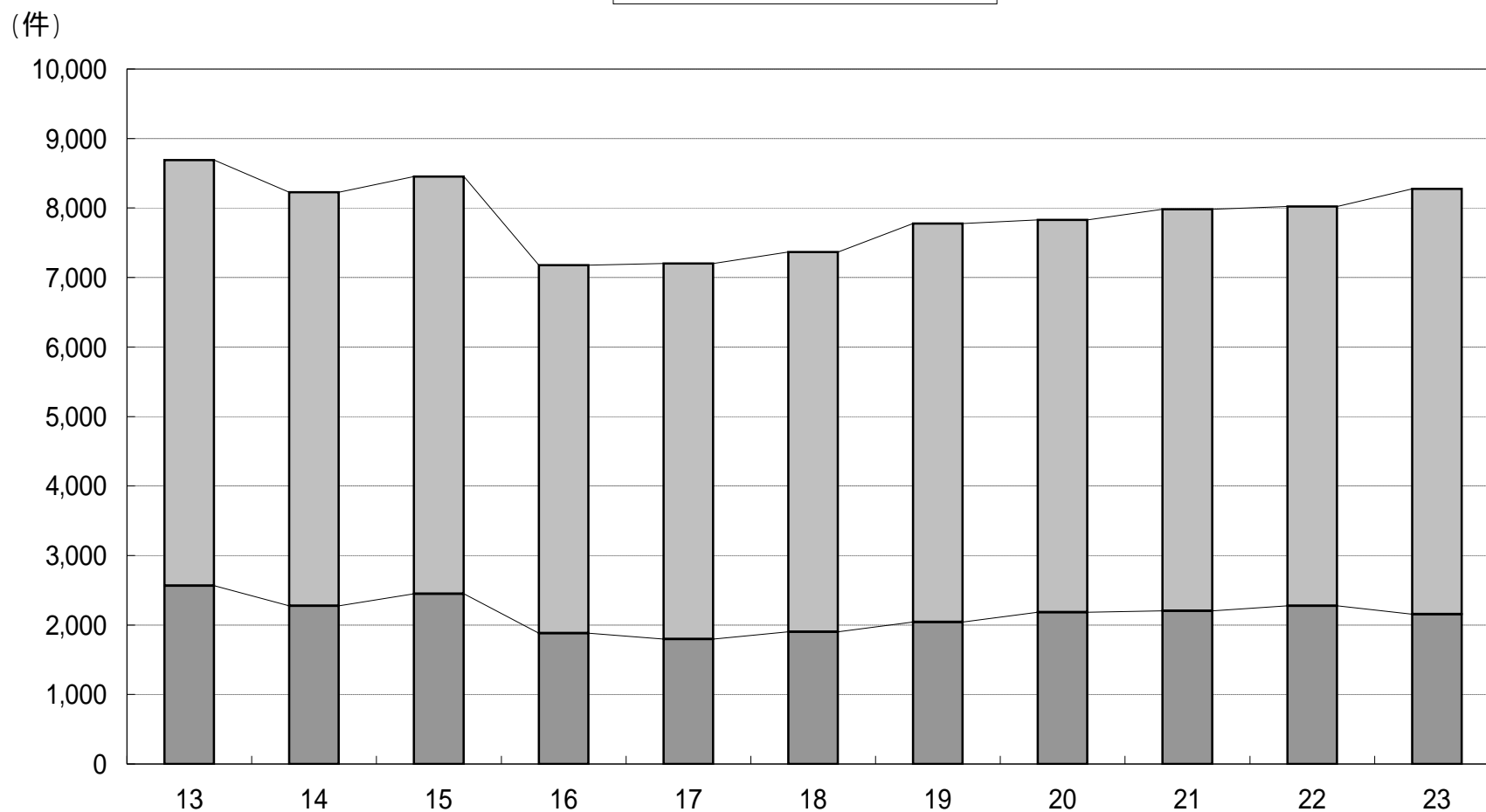
### 3 手数料の見直し

手数料については、5年ごとに見直しを行います。

# 資料編

# ・臨時収集(有料)件数の推移

■普通貨物相当 □軽貨物相当



単位:件

年度	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
普通貨物相当	2,567	2,277	2,450	1,881	1,798	1,902	2,041	2,185	2,204	2,277	2,155
軽貨物相当	6,124	5,950	6,000	5,298	5,403	5,466	5,734	5,643	5,778	5,746	6,121
合計	8,691	8,227	8,450	7,179	7,201	7,368	7,775	7,828	7,982	8,023	8,276

ごみ収集・処分原価の推移

別表 2

年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
ごみ収集原価 (千円)	2,524,228	2,454,451	2,265,486	2,274,744	2,198,736	2,133,976	2,335,773
ごみ処分原価 (千円)	4,344,597	4,942,143	5,859,582	4,934,980	5,364,048	5,489,169	5,244,845
ごみ収集量 (トン)	114,855	115,976	105,977	104,161	105,534	106,915	107,313
1トン当たり収集原価 (円/トン)	21,978	21,163	21,377	21,839	20,834	19,960	21,766

(見込額)

年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
ごみ収集原価 (千円)	2,268,751	2,615,387	2,531,146	2,367,392	2,292,351	2,180,607	2,062,898
ごみ処分原価 (千円)	5,115,233	5,040,395	4,786,427	4,395,098	3,815,695	3,258,123	3,344,192
ごみ収集量 (トン)	106,268	88,678	91,835	92,261	91,045	92,981	94,778
1トン当たり収集原価 (円/トン)	21,349	29,493	27,562	25,660	25,178	23,452	21,766

他都市の状況（九州県庁所在市・県内市）

別表 3

粗大ごみ収集運搬 処理手数料	大分市	福岡市	佐賀市	熊本市	宮崎市	鹿児島市
収集形態	直営	委託	委託	地区によって直営または委託収集を実施している。	委託	直営
収集料金 (手数料)	軽貨物自動車(0.35t積)相当 量以下1回につき1,950円	【粗大ごみ】 一時多量ごみについては欄外参照 品目に応じ300円、500円、1,000円を設定	1台1回につき 2トン車の荷台 3分の1未満 3,200円 2トン車の荷台 3分の1以上～3分の2未満 6,400円 2トン車の荷台 3分の2以上 9,600円	大型ごみ1点に対し、500円または900円	品目に応じ、500円、800円、1,000円、1,500円、2,000円、2,500円の6種類で設定している。	重量がおおむね30kg未満のもの。350円 重量がおおむね30kg以上60kg以下のもの。700円 (別冊をご参照ください)

粗大ごみ収集運搬 処理手数料	長崎市	宇佐市	豊後大野市	別府市	中津市	日田市
収集形態	委託	委託	直営	直営	委託	粗大ごみの収集は行っていない。
収集料金 (手数料)	長さ1m以下かつ重さ30kg以下...500円 長さ1m超2m未満又は30kg超60kg未満...1,000円	無料	1品毎に800円	2t車1台1回につき8,400円 または 品目ごと 315円,630円,840円	品物によって金額を設定(210円、530円、950円)	

粗大ごみ収集運搬 処理手数料	豊後高田市	杵築市	国東市	佐伯市	津久見市	臼杵市
収集形態	委託	委託	委託(但し申込みの窓口は市)	直営	収集なし(直接持込みのみ)	直営(臨時職員2名、シルバー人材センター1名)
収集料金 (手数料)	1品につき300円	1点当たり300円 1回につき5点まで スーパー等でシールを買って貼る	2t車1台当たり5,250円 但し1回の収集で1台まで	軽トラック1,050円 1tトラック2,100円 2tトラック4,200円	100kgまで110円	2tトラック1台3,000円

粗大ごみ収集運搬 処理手数料	由布市	竹田市	日出町	姫島村	玖珠町
収集形態		持込みのみ受付。但し昨年11月に1ヶ月だけ委託により戸別収集を受け付けた	委託	直営	直接持ち込み、又は業者を斡旋
収集料金 (手数料)	【旧湯布院町】 戸別収集のもの(1台につき) 軽トラック 3,000円 2トトラック以下 4,000円 【旧挾間町・庄内町】 戸別収集のもの(1台につき)2トン貨物車相当量1回 1,950円	一個当たり1050円。 「一人で運べるもの」との条件有	1月に1回3個まで無料(4個以降は次月申込、もしくは藤ヶ谷清掃センター直接搬入)	月額の基本料以外は基本的にはもらっていません。	直営分は無料。業者収集分は関知していない